

予防接種を受ける前によくお読みください！！

予防接種は体調のよい時に受けるのが原則です。お薬を飲んでいるなどの治療中の場合は、かかりつけ医に接種が可能かどうかを事前にご確認ください。



■二種混合(ジフテリア・破傷風)の予防接種を受けるにあたっての説明書

泉南市立保健センター

電話 482-7615

■予防する病気

病気の名前	おもな症状
ジフテリア	ジフテリア菌の飛沫感染でおこります。 鼻ジフテリア：乳児に多く、粘液膿性鼻汁に血液が混じる 咽頭ジフテリア：一番多い病型。咽頭痛・扁桃咽頭に偽膜形成などの症状で、発熱は38℃前後 喉頭ジフテリア：幼児に多く、嚔声、犬吠様咳嗽、呼吸困難が特徴、心筋炎を合併する場合がある
破傷風	破傷風菌はヒトからヒトへ感染するのではなく、土の中にいる菌が、傷口からヒトの体内に入ることによって感染します。神経症状が主。口唇や手足のしびれ、味覚異常が初期に認められ、その後に開口困難や全身のけいれん等が起こり、致死率が高く、自然感染による免疫はできません。

■二種混合(ジフテリア・破傷風)の受け方

種別	対象年齢	受け方
第2期 二種混合 (ジフテリア・破傷風)	11歳の前日～ 13歳の前日まで	1回接種 ★三種混合または四種混合もしくは二種混合の、第1期初回・第1期追加の合計3回以上接種していない場合は、免疫が十分得られないことがあります。

※二種混合（ジフテリア・破傷風）ワクチンは、不活化ワクチンです。

細菌やウイルスを殺し免疫をつくるのに必要な成分をとりだして毒性をなくしてつくったものです。

■予防接種を受けることができないお子さん

- 明らかに発熱（通常37.5℃以上をいいます）のあるお子さん
- 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかなお子さん
急性の病気で薬を飲んでいるお子さんは、その後の病気の変化もわからないことから、その日は接種を受けないのが原則です
- その日に受ける予防接種によって、または予防接種に含まれる成分で、重篤な副反応をおこしたことがあるお子さん
- 2～3か月以内にけいれんをおこしたことがあるお子さん。
- その他、医師が不適当な状態と判断した場合



■接種前の一般的な注意

1. 体の調子に注意して、熱はないか、かぜ、下痢、その他の病気にかかっていないか、普段と違ったところはないかなど健康状態をよく確かめ、健康なときのみ受けてください。
2. 次の病気にかかった人は治ってから4週間経過してからお受けください。
麻疹・風疹・水ぼうそう・百日せき・流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）
3. 次の病気にかかった人は治ってから2週間経過して、お受けください。
手足口病・伝染性紅斑（りんご病）
4. すでに配布済みの「予防接種と子どもの健康」ならびにこの説明書をご熟読ください。予防接種の効果や副反応、および※予防接種健康被害救済制度などについて理解したうえで、接種に同意したときに限り、接種を行います。

■副反応と接種後の注意

1. 副反応としては、注射部位の発赤、腫れ、しこりなどの局所反応がみられることがあり、全身反応として発熱・不機嫌等を認めることがあります。いずれも一過性で2～3日で自然におさまります。しこりは縮小しながらも1～2ヶ月残ることがあります。
機嫌が悪くなった、腫れが目立つといったときは、医師の診察を受けてください。2回以上の接種をした人には、ときに著しい局所反応を呈することがありますが、通常、数日中に消失します。
2. 接種した当日は、はげしい運動はさけ、お子さんの健康状態に注意してください。
3. 接種した当日の入浴は、異常がなければ差し支えありませんが、接種部位をこすことはやめましょう。注射したところは、清潔に保ってください。
4. 予防接種を受けた後30分は、急な副反応がおこる可能性があるため、接種会場でお子さんの様子を観察するか、医師とすぐに連絡をとれるようにしておきましょう。
5. 法改正に伴い、令和2年10月1日から、二種混合（不活化注射ワクチン）から、他の予防接種を受ける場合（例：二種混合から日本脳炎）の接種間隔の制限はなくなりました。
（なお、同じワクチンを複数回接種する場合（例：日本脳炎1回目から日本脳炎2回目）は、現行どおり、規定の接種間隔をあけてください。）

※予防接種健康被害救済制度について

- 定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。
- 健康被害の程度等に応じて、医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。
- ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因（予防接種をする前あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の原因等）によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に補償を受けることができます。
- 予防接種法に基づかない接種（任意接種）で健康被害を受けた場合は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく救済を受けることとなりますが、予防接種法に比べて救済の額が概ね二分の一（医療費・医療手当・葬祭料については同程度）となっています。